

田辺市新庁舎電話通信網構築委託及び庁内 ICT インフラ整備委託業務  
プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、田辺市新庁舎電話通信網構築委託及び庁内 ICT インフラ整備委託業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、優れたノウハウと豊富な経験を有する者を受託候補者として特定するため、プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

2. 本業務の概要

(1) 業務名

田辺市新庁舎電話通信網構築委託及び庁内 ICT インフラ整備委託

(2) 業務の目的

本業務は、新庁舎建築工事と並行して、新庁舎における電話通信網設備、庁内 LAN 環境整備及びその他関連ネットワークを含めた庁内 ICT インフラを構築するもので、多様なネットワークを安定稼働させることを基本に、強固なセキュリティと利便性を両立し、また業務継続性を考慮した庁内 ICT インフラを構築することにより、新庁舎での業務遂行における最適な環境を整備することを目的とする。

(3) 実施業務

ア 調査業務

イ 設計業務

ウ 構築・移行業務

(4) 契約期間

契約期間：契約締結日から令和 6 年 9 月 30 日まで

（電話通信網及び庁内 ICT インフラは、新庁舎引渡日（令和 6 年 3 月 28 日予定※）から 3 か月以内を目安に稼働する想定である。）

※ 新庁舎建築のスケジュールは現時点での想定であり、社会情勢等の影響により変更となる可能性がある。

3. プロポーザル参加資格

プロポーザルの参加資格は、企画提案参加届受付締切期限である令和 4 年 6 月 17 日（金）時点において以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 田辺市が発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 建設業法に基づく電気通信工事業の特定建設業許可を受けている者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (7) 提案事業者は、本業務内で取り扱う利用情報等の個人情報及びデータ管理観点から、以下の認証のいずれかを取得し、会社としてのリスクマネジメント体制を構築していること。なお、再委託先がある場合は、委託先を予め明らかにすること。
  - ① 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001）
  - ② プライバシーマーク（JIS Q 15001）
- (8) 人口 10 万人以上の自治体において、平成 28 年度以降で、新規に本庁舎ネットワークの設計及び構築を受託した実績がある、もしくは同規模自治体において、総務省が発表した「自治体情報システム強靱性向上モデル」への対応を図るため、自治体内ネットワークを三層分離とするセキュリティ対策を前提としたネットワーク設計及び構築を受託した実績があること。
- (9) 平成 28 年度以降で、官公庁その他の施設の移転において、次の電話設備の構築及び更新業務を受託した実績があること。
  - ① 内線数 500 回線以上の電話交換機設備の構築及び更新業務
  - ② IP ネットワークを活用した、複数の施設との内線電話通信設備の構築業務

#### 4. プロポーザル実施スケジュール

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| (1) プロポーザル概要説明会    | 令和 4 年 6 月 6 日（月）     |
| (2) 質問受付締切         | 令和 4 年 6 月 10 日（金）    |
| (3) 質問への回答         | 令和 4 年 6 月 16 日（木）頃   |
| (4) プロポーザル参加申込受付締切 | 令和 4 年 6 月 17 日（金）    |
| (5) 企画提案書等受付締切     | 令和 4 年 7 月 21 日（木）    |
| (6) 第 1 次審査結果通知    | 令和 4 年 7 月 26 日（火）頃   |
| (7) 第 2 次審査        | 令和 4 年 8 月 2 日（火）（予定） |
| (8) 第 2 次審査結果通知    | 令和 4 年 8 月 9 日（火）（予定） |

#### 5. プロポーザル概要説明会

- (1) 実施日時：令和 4 年 6 月 6 日（月）午後 1 時 30 分から
- (2) 実施方法：Web 会議形式（Cisco Webex）
- (3) 周知方法：田辺市が発注する建設工事の入札参加資格を有する者のうち、電気通信工事業の特定建設業許可を受けた事業者に対して通知

- (4) 参加申込：下記の参加申込フォームに必要事項を入力  
URL <https://logoform.jp/form/nAhC/94496>  
説明会参加申込期限：令和4年6月3日（金）正午まで  
説明会参加申込のあった事業者に対して Web 会議の URL を電子メールで通知
- (5) 説明内容：①業務仕様書について  
②プロポーザル実施要領について

## 6. 業務仕様書、実施要領及び参考図面の提供について

- (1) 業務仕様書、実施要領  
田辺市公式ホームページにて公表（令和4年6月6日（月）午後4時（予定））  
URL <https://www.city.tanabe.lg.jp/jyouhou/index.html>
- (2) 参考図面  
下記の申請フォームにより申請のあったプロポーザル参加予定者に対して、ファイルダウンロード先 URL を電子メールで通知  
URL [https://logoform.jp/form/nAhC/tanabe\\_ictproposal](https://logoform.jp/form/nAhC/tanabe_ictproposal)  
申請期限：令和4年6月10日（金）午後5時まで

## 7. 質問対応

- (1) 提出期限：令和4年6月10日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。  
電子メール以外（電話等）での質問は、受け付けない。  
提出先メールアドレス：[jyouhou@city.tanabe.lg.jp](mailto:jyouhou@city.tanabe.lg.jp)  
件名は、「【質問】新庁舎電話通信網及び庁内 ICT インフラ整備」とすること。  
質問書送信後、電話による受信確認を行うこと。受信確認は、上記受付期限までの平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- (3) 回 答：令和4年6月16日（木）頃をめどに、質問者の会社名等を伏せた形で質問のあった事業者全員に電子メールにて内容を通知するとともに、田辺市公式ホームページで公表する。

## 8. プロポーザル参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する提案事業者はプロポーザル参加申込みを行わなければならない。なお、期限までにプロポーザル参加申込みを行わなかった事業者又は参加資格要件に該当しないと判断した事業者からの企画提案は受け付けないものとする。

- (1) 提出書類：

- ① プロポーザル参加申込書（様式 2）
  - ② 会社概要書（様式 3-1）
  - ③ 参加資格確認書（様式 3-2）
  - ④ 実績確認書（電話通信網）（様式 3-3-1）及び  
実績確認書（庁内 ICT インフラ）（様式 3-3-2）  
※平成 28 年度以降で、条件に合致する電話通信網及び庁内 ICT インフラの実績を  
すべて記入すること。  
※実績を証明する資料を添付すること（コリンズ(工事实績情報システム)、テクリス(業務  
実績情報システム)から出力等された当該実績を確認できる資料など）。
  - ⑤ ISMS 認証取得証明書又はプライバシーマーク認定取得証明書の写し
- (2) 提出期限等
- ① 提出期限：令和 4 年 6 月 17 日（金）午後 5 時まで
  - ② 提出方法：持参又は郵送又は電子メール  
※郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明で  
きる方法とすること。電子メールによる場合は、全て PDF 形式とする  
こと。
  - ③ 提出先：田辺市企画部情報政策課（別館 2 階）

## 9. 企画提案書の作成要領

- (1) 企画提案書は、第 2 次審査において、Web 会議形式（Cisco Webex）でのプレゼンテーションとなることを考慮して作成すること。
- (2) 企画提案書等は、専門用語を多用しない等、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮すること。専門用語を使用する際は、注釈をつけること。また、図や表などを適宜使用するなど、分かりやすさ、読みやすさに努めること。
- (3) 企画提案書は、「田辺市新庁舎電話通信網構築委託及び庁内 ICT インフラ整備委託業務仕様書」の内容を満たしたうえで、次の順番で項目別に作成すること。なお、仕様書に示す要求事項等を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。
  - ① 本事業に対する取組方針
    - ・本事業に対する考え方や取組について記載すること。
    - ・新庁舎開庁後までの作業スケジュール、実施方法などの考え方について記載すること。
    - ・新庁舎移転にあたり、業務影響を最小限にするための工夫についての提案を記載すること。
    - ・プロジェクト管理に伴う実施体制について、協力事業者(子会社含む)と委託契約する場合は、その事業者名、委託内容(具体的に)を記した体制図を記載すること。

- ・ 建築工事業者、電気工事業者、設備工事業者等との連携方法についての提案を記載すること。
  - ・ 貴社の作業と、本市の職員作業分担、既存電話通信網保守業者及び既存ネットワーク保守業者の役割について記載すること。
- ② 提案事業者等の実績
- ・ 提案事業者の構築実績について、概要をわかりやすく記載すること。  
「3. プロポーザル参加資格」の(8)(9)の要件を満たすことを明示すること。
  - ・ 業務統括責任者及び実務担当者の実績概要について、簡潔に記載すること。
- ③ 電話通信網の設計に関する提案
- ・ 仕様書に応じて調達する機器(ハードウェア、ソフトウェア、ライセンスなど)の構成概要を記載すること。また、機器選定理由についても簡潔に説明すること。
  - ・ 電話通信網と同時に実施する VoIP ゲートウェイ更改に関する具体的な提案を記載すること。
  - ・ 電話通信網の IP 化等、技術動向の変化に対してどういった対応ができるかの提案について記載すること。
- ④ 庁内 ICT インフラの設計に関する提案
- ・ 仕様書に応じて調達する機器(ハードウェア、ソフトウェア、ライセンスなど)の構成概要を記載すること。また、機器選定理由についても簡潔に説明すること。
  - ・ セキュリティ対策を実施した上で、利便性の低下を抑えるために工夫している点について記載すること。
  - ・ 新庁舎において導入する無線 LAN について、想定される課題と対応方法についての提案を記載すること。また、無線 LAN を継続的に安定して動作をさせる上で、事前に実施しておくべき対応があれば記載すること。
  - ・ 仕様書に記載されている要件以外で、実装することが望ましい機能等があれば、積極的に提案すること。
- ⑤ その他の提案やアピールポイント
- ・ 新庁舎のコンセプトである「災害に強い」という点に関して、本業務において工夫している点について記載すること。
  - ・ 電話通信網及び庁内 ICT インフラを安定的に運用するための工夫について記載すること。
  - ・ 今回提案する電話通信網及び庁内 ICT インフラについて、将来的(5年後、10年後等)な技術動向の変化に対して対応できるよう工夫している点について記載すること。
  - ・ 当市にとってメリットのある提案内容や構築事業者としてのアピールポイントを記載すること。

## 10. 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

PDF 形式のファイルを CD 等の媒体に書き込み、ウイルスチェックを行ったうえで提出すること。

- ① 企画提案書提出書（様式 4）
- ② 企画提案書（A4 版 縦横任意）
- ③ 業務協力予定書（様式 5-1）
- ④ 業務協力予定者の会社概要書（様式 3-1）及び「ISMS 認証取得証明書」又は「プライバシーマーク認定取得証明書」の写し
- ⑤ 業務従事者一覧（様式 5-2）
- ⑥ 業務統括責任者調書（様式 5-3）
- ⑦ 調達予定の機器・ソフトウェア一覧表（型番、スペック含む。）（A4 版 縦横任意）
- ⑧ 見積書及び見積内訳書（A4 版 縦横任意）
  - a) 本業務のうち電話通信網構築分
    - ・提案上限額 24,200 千円（消費税相当額を含む）を超えないこと。
    - ・見積内訳書については、実施業務（調査業務、設計業務、構築・移行業務）それぞれの積算根拠及び小計金額を明記すること。
  - b) 本業務のうち庁内 ICT インフラ整備分
    - ・提案上限額 187,200 千円（消費税相当額を含む）を超えないこと。
    - ・見積内訳書については、実施業務（調査業務、設計業務、構築・移行業務）それぞれの積算根拠及び小計金額を明記すること。
- ⑨ 参考見積書及び参考見積内訳書（A4 版 縦横任意）
  - a) 調達予定の機器・ソフトウェアのうち電話通信網構築分
    - ・調達予定の機器・ソフトウェアごとに購入価格及び月額リース料（リース期間 60 か月）を明記すること。
  - b) 調達予定の機器・ソフトウェアのうち庁内 ICT インフラ整備分
    - ・調達予定の機器・ソフトウェアごとに購入価格及び月額リース料（リース期間 60 か月）を明記すること。
  - c) ハードウェア保守費用のうち電話通信網構築分
    - ・リース期間（60 か月）の年度ごとの積算根拠及び金額を明記すること。
  - d) ハードウェア保守費用のうち庁内 ICT インフラ整備分
    - ・リース期間（60 か月）の年度ごとの積算根拠及び金額を明記すること。
  - e) 保守業務のうち電話通信網構築分
    - ・令和 6 年度（9 か月分）と令和 7 年度以降（1 年間分）に分けて、積算根拠及び金額を明記すること。

### (2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和 4 年 7 月 21 日（木）午後 5 時（必着）

- ② 提出方法：郵送又は持参。郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- ③ 提出先：田辺市企画部情報政策課（別館2階）
- ④ 留意事項：企画提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がありますので、誠実に対応すること。

#### 11. 第1次審査

- (1) 審査基準：実績確認書（電話通信網）（様式3-3-1）、実績確認書（市内ICTインフラ）（様式3-3-2）、見積書、参考見積書を基に、実績評価点及び価格評価点を算出し、合計点の上位4者を選定する。
- (2) 審査結果：令和4年7月26日（火）頃までに各提案事業者に対して書面にて通知を発送する。

#### 12. 第2次審査

- (1) 実施日時：令和4年8月2日（火）
  - 1社目 午前9時30分～午前10時30分（予定）
  - 2社目 午前10時40分～午前11時40分（予定）
  - 3社目 午後1時10分～午後2時10分（予定）
  - 4社目 午後2時20分～午後3時20分（予定）
  - 審査 午後3時40分～午後4時40分（予定）時間帯については、令和4年7月29日（金）に各提案事業者に対してWeb会議のURLを電子メールで連絡する。
- (2) 実施方式：Web会議形式（Cisco Webex）
- (3) 時間配分：説明40分、質疑20分
- (4) 参加人数：1社につき5人までとする。ただし、業務統括責任者の参加を必須とし、その他の参加者は実務担当者、営業担当者とする。  
なお、説明は業務統括責任者又は主たる実務担当者が実施すること。
- (5) 審査体制：市の職員で構成する「田辺市新庁舎電話通信網構築委託及び市内ICTインフラ整備委託業務受託候補者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）が審査する。
- (6) 審査基準：第1次審査の評価点に加え、企画提案書の評価点及びプレゼンテーションの評価点の合計により選定する。
- (7) 審査：委員会での審査において、最も高い評価となった提案事業者から順位付けをして、受託候補者として選定する。提案事業者が1社の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準（6割以上の得点を獲得）を満たすと認められる場合は、当該提案事業者を受託候補者として選定する。  
なお、第2次審査会は、非公開とする。

- (8) 審査結果：令和4年8月9日（火）頃までに各提案事業者に対して書面にて通知を発送するとともに、本プロポーザルへの参加者数と受託者の商号又は名称及び採点結果を田辺市公式ホームページで公表する。
- (9) その他：審査にはDX人材として田辺市に派遣されているメンバーがオブザーバとして参加し、質問を行うことがある。

### 13. 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 契約締結までにプロポーザル参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 契約締結までに提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正な行為・外部圧力等を行ったとき
- (4) 第2次審査に参加しなかったとき
- (5) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (6) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (7) 企画提案書等の提出期限後に提出資料を変更したとき
- (8) 企画提案等の内容が審査基準（6割以上の得点を獲得）を満たさなかったとき
- (9) その他、市が不適格と認めた場合

### 14. 契約

#### (1) 受託者の決定

第1位の受託候補者とは、仕様等の詳細について確認の上、受託者として決定する。ただし、当該受託候補者との協議が整わない場合は、次の順位の受託候補者と協議を行った上で、受託者を決定することができるものとする。

#### (2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を揃え、市と協議の上、速やかに契約手続を進めるものとする。ただし、本業務の契約は、仮契約を締結後、議会での契約承認の議決を経て、本契約となる。

#### (3) 債務負担行為に係る契約について

本件は債務負担行為に係る契約（令和4年度から令和6年度）となるため、各会計年度における代金の支払限度額・前払限度額等を設定する。

### 15. 辞退

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、持参又は郵送により、辞退理由を記した参加辞退届（任意様式）を提出すること。



## 16. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返還しない。
- (4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案事業者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要と認める場合は無償で使用することができるものとする。
- (5) 提出書類は、市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができるものとする。
- (6) 提出書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、必要により議会等に公表することがある。
- (7) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、田辺市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (8) 12. 失格事項の(2)～(4)に該当し、失格となった場合、入札参加停止措置を行うことがある。
- (9) 本プロポーザルへの参加を辞退しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはない。
- (10) 本プロポーザルに関して知り得た田辺市のシステム等に関する一切の内容及び情報を、第三者に開示したり、漏洩しないこと。
- (11) 本プロポーザルの参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (12) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については、その内容を基本としつつも確約するものではない。
- (13) 第2次審査の質疑において、提案価格内で実施すると回答した内容については、誠実に実施すること。

## 17. 問合せ先

田辺市企画部情報政策課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

TEL : 0739-26-9917 FAX : 0739-26-9960

Mail : [jyouhou@city.tanabe.lg.jp](mailto:jyouhou@city.tanabe.lg.jp)